

監査委員の報酬改定について

1. 趣旨・目的

長年にわたり報酬額の改定が行われていないこと及び昨今の物価上昇等を踏まえて地方自治法第180条の5に規定する執行機関の委員の報酬額を見直す方針となったことを受け、当該執行機関のうち、総務課所管である「監査委員」の報酬額について見直しを行うものです。

2. 報酬の概説

執行機関の委員は非常勤の扱いとされており、地方自治法第203条の2において、委員会の委員については報酬を支給しなければならない旨が規定されています。

なお、報酬については、地方自治法第203条の2第2項の規定により勤務日数に応じて支給することとされていますが、同条項但し書きにより条例で特別の定めをした場合は、この限りではないとされています。

3. 監査委員について

(1) 監査委員の概要

監査委員は、地方自治法第180条の5第1項及び同法第195条第1項の規定により、普通地方公共団体に設置されています。

その所掌事務は、地方自治法第199条の規定されているとおり、「普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査するもの」です。

主な職務としては、以下のとおりです。

【定期的に行う監査等】

- ・例月現金出納検査 ・定期監査 ・決算審査
- ・財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査 ・基金運用状況審査

【必要があると認められるときに行う監査】

- ・行政監査 ・随時監査 ・財政援助団体等監査
- ・公金の収納又は支払事務に関する監査

【請求・要求に基づき行う監査】

- ・住民監査請求 ・直接請求監査 ・議会請求監査 ・市長要求監査

監査委員数は2名で、識見監査委員（代表監査委員）1名と議選監査委員1名で構成されています。識見監査委員の任期は4年で、議選監査委員の任期は議員の任期によっています。また、監査委員の職務執行を補助する組織として、守谷市では令和5年4月に監査事務室を設置し、令和7年8月現在では2名の職員が配置されています。

(2) 委員報酬

①守谷市の状況

監査委員の報酬は、「守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例」により定められており、その額は以下のとおりです。

市名	識見監査委員	議選監査委員	適用年月日
守谷市	60,000円	40,000円	H14.4.1

※1 守谷市は月額制を採用している。

※2 適用年月日について詳細は確認できていないが、少なくとも平成14年4月1日以降は額の改定が行われていない。

②県内他市の状況

茨城県内の報酬額の状況は以下のとおりです。

《月額制》

職名	平均額	最高額	最低額
識見監査委員	79,430円	156,100円	41,000円
議選監査委員	47,238円	74,400円	11,700円

※1 県内 32 市のうち、識見監査委員報酬で月額制を採用している市は 23 市(日立市除く)。議選監査委員で月額制を採用している市は 24 市。

※2 識見及び議選監査委員の最高額は土浦市。識見監査委員の次点は水戸市で 130,000 円、議選監査委員の次点は取手市で 73,000 円。

※3 識見監査委員の最低額は常陸大宮市。議選監査委員の最低額は小美玉市。

月額制を採用している近隣市の監査委員の報酬額等は以下のとおりです。

市名	識見監査委員	議選監査委員	適用年月日
土浦市	156,100円	74,400円	H8.4.1
取手市	123,000円	73,000円	H7.4.1
つくば市	116,000円	60,000円	H3.4.1
牛久市	66,000円	43,000円	H4.7.1
石岡市	64,000円	48,500円	H17.10.1

現在の守谷市監査委員の月額報酬は、識見監査委員、議選監査委員ともに、月額制を採用している県内他市の平均額よりも低くなっています。

《日額制》

職名	平均額	最高額	最低額
識見監査委員	12,538円	15,500円	9,100円
議選監査委員	10,663円	13,800円	8,500円

※1 県内 32 市のうち、日額制を採用している市は 8 市。

※2 識見監査委員の最高額は行方市。最低額は那珂市。議選監査委員の最高額は行方市。最低額は同額で桜川市、かすみがうら市。

日額制を採用している近隣市の監査委員の報酬額等は以下のとおりです。

市名	識見監査委員	議選監査委員	適用年月日
つくばみらい市	15,000円	12,000円	H31.4.1
桜川市	10,500円	8,500円	H17.10.1
かすみがうら市	9,500円	8,500円	H17.3.28

現在の守谷市監査委員の月額報酬を下記(3)の勤務実態における1日あたり(日額)に換算した際の報酬額は、識見監査委員は日額制を採用している県内他市の平均額よりも低くなっており、議選監査委員は R6 年度実績によると、県内他市の平均額と同程度となっている。

(3) 勤務実態

監査委員の主な職務内容については前述(1)に記載のとおりですが、当該業務に基づく各監査委員の勤務実態は以下のとおりです。

年度	識見監査委員			議選監査委員		
	登庁日数	月平均	1日あたり	登庁日数	月平均	1日あたり
R6	105日	8.8日	6,800円	43日	3.6日	11,000円
R5	90日	7.5日	8,000円	70日	5.8日	6,900円

監査業務の性質上、相当量の資料の確認等が必要になることから、監査に従事する時間も多くなっています。また、現在の守谷市の識見監査委員は、議会傍聴等自己研鑽に積極的に取り組まれており、登庁日数も多くなっています。

【参考】県内自治体における勤務日数

	月額報酬支給自治体1月当たり平均勤務日数	日額報酬支給自治体1月当たり平均勤務日数	【参考】守谷市
識見監査委員	2.7日	2日	8.8日
議選監査委員	2.7日	2日	3.6日

県内他自治体の1月当たり平均勤務日数は2日程度となっており、守谷市の監査委員の勤務日数は県内他自治体比べて多くなっています。

4. 検証案

検証① 月額報酬を増額する案

委員別	報酬額 (案)
識見監査委員	100,000 円 (月額)
議選監査委員	50,000 円 (月額)

【根拠】

守谷市監査委員としては、R6 年度実績で 1 月当たり約 8.8 日登庁していることから、この勤務日数に適当な日額を乗じることで、改定案を算定します。乗じる日額としては、現在本市の附属機関（審議会や委員会等）の日額（例：特別職報酬等審議会会長日額）の上限額が 11,900 円となっていることから、こちらを採用します。識見監査委員の勤務日数を日額 11,900 円で月額換算すると、端数を整え 100,000 円、議選監査委員については、直近の勤務実態等を考慮し識見監査委員の 1 / 2 を月額報酬案とします。

【識見監査委員報酬改定額 (案) 算出方法】

- ・ R6 年度平均登庁日数 8.8 日 × 行政委員日額上限 11,900 円 = 104,720 円 ⇒ 100,000 円

【議選監査委員報酬改定額 (案) 算出方法】

- ・ 上記で算出した識見監査委員報酬改定案 100,000 円 × 1 / 2 = 50,000 円

検証② 日額報酬に変更する案

委員別	報酬額 (案)
識見監査委員	12,000 円 (日額)
議選監査委員	10,000 円 (日額)

【根拠】

県内他市の平均値を参考に、県内平均値と同等の支給額とすべく、識見監査委員 12,000 円、議選監査委員を 10,000 円とする案です。

【識見監査委員報酬改定額 (案) 算出方法】

- ・ 県内他市識見監査委員報酬平均日額 (項目 3 (2) ②参照) 12,538 円 ⇒ 12,000 円

【議選監査委員報酬改定額 (案) 算出方法】

- ・ 県内他市議選監査委員報酬平均日額 (項目 3 (2) ②参照) 10,663 円 ⇒ 10,000 円

【報酬額例】

月 8 回勤務した場合 (本市の月平均勤務日数)

委員別	報酬額 (案：月額換算)
識見監査委員	96,000 円 (12,000 円 × 8 日)
議選監査委員	48,000 円 (96,000 円 × 1/2)

議選監査委員については、検証①と同じく識見監査委員の 1 / 2 を改定案とします。

5. 検証結果・結論

上記の検証①、検証②を踏まえ、以下の内容を改定案とします。

- 識見委員 月額60,000円 ⇒ 月額100,000円(+40,000円)
- 議選委員 月額40,000円 ⇒ 月額50,000円(+10,000円)

【理由】

検証①、検証②を踏まえると、どちらの案を採用した場合であっても、現状の監査委員の勤務実態を考慮すると、年間報酬額は同程度となります。一方で、行政事務のDX化も推進している中で、監査業務においてもR7年度から監査委員用にタブレットを導入したことから、監査委員の登庁日数も今後は減少していくことが想定されます。

しかしながら、仮に登庁日数が減少したとしても監査委員としての職責には何ら変更は無く、登庁日数だけでは評価できない職務内容ともなっています。こうした職務の性格及び責任の度合いに対応すること、また県内他市と比較しても現行の本市の監査委員報酬は低く設定されていること、さらには昨今の物価や賃金の上昇を踏まえた社会経済情勢を考慮すると、今回月額報酬を増額する案が適当と考えます。